

令和4年度（2022年度）人権啓発活動再委託要綱

（通 則）

第1条 令和4年度（2022年度）人権啓発活動地方委託事業（以下「啓発活動」という。）の再委託（以下「委託」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（啓発活動の目的）

第2条 啓発活動は、人権尊重意識の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（委託の対象となる啓発活動）

第3条 委託の対象となる啓発活動は、次のとおりとする。

- （1）講演会の開催
- （2）資料の作成・配布
- （3）放送広告の実施
- （4）新聞等広告の掲載
- （5）研修会（地域行政関係者研修会、地域住民懇談会）の開催
- （6）地域人権啓発活動活性化事業の実施
- （7）その他上記に準ずる啓発活動で法務省人権擁護局長が相当と認めるもの（以下「その他の啓発活動」という。）

（啓発活動の実施上の留意事項）

第4条 前条の啓発活動を実施するに当たっては、地域住民の理解と共感が得られ、地域住民に信頼されるよう努めるとともに、実施後に効果検証を行い、より効果的・効率的な啓発活動を実施するよう努めるものとする。

（委託先）

第5条 知事は、支出負担行為担当官法務省大臣官房会計課長から受託した啓発活動のうち第3条各号に規定する啓発活動の実施の全部又は一部を市町村の長に委託するものとする。

（委託費の種別及び科目区分）

第6条 第3条各号に規定する啓発活動に要する経費（以下「委託費」という。）の種別及び科目区分は、次のとおりとする。

委託費の種別	科目区分
（1）講演会経費	諸謝金、旅費、庁費
（2）資料作成経費	庁費
（3）放送広告経費	庁費
（4）新聞等広告経費	庁費
（5）研修会経費	諸謝金、旅費、庁費
（6）地域人権啓発活動活性化事業経費	委員手当、諸謝金、旅費、庁費
（7）その他の啓発活動経費	諸謝金、旅費、庁費のうち該当する経費

（委託手続）

第7条 知事は、委託費の種別、科目区分、委託費の額及び委託期間、その他必要な事項を明記した委託申入れ書（別記第1号様式）にこの要綱を添えて、市町村の長に申し入れるものとする。

(承諾の通知)

第8条 前条の申入れを受けた市町村の長（以下「受託者」という。）は、前条の申入れを承諾したときは、当該申入れを受けた日から起算して14日以内に、請書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(委託費の目的外使用の禁止)

第9条 受託者は、交付を受けた委託費を第2条に規定する啓発活動の目的以外に使用してはならない。

(委託費の配分変更の承認)

第10条 受託者は、委託費の種別相互間の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ人権啓発活動委託費配分変更承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更しようとする種別のいずれか一方の低い額を超えない範囲で変更するときは、この限りでない。

2 受託者は、委託費の各種別における科目区分間の配分については、知事の承認を受けることなく変更することができる。

(収支簿等)

第11条 受託者は、交付を受けた委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、受領書等委託費の収支を証明する書類を整理して保存しなければならない。

(委託料)

第12条 受託した啓発活動の委託料は、知事が申入れをした金額とする。なお、受託した啓発活動に要する経費が委託料を下回る場合は、あらかじめ知事と協議するものとする。

(実績報告の提出)

第13条 受託者は、受託した啓発活動の終了後、速やかに人権啓発活動実施報告書（別記第4号様式）に人権啓発活動委託費支出内訳書（別記第5号様式）、収支簿その他収支を証明する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(委託費の請求)

第14条 受託者は、委託料の確定通知を受理した後に、人権啓発活動委託費請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(委託費の支払)

第15条 知事は、前条の支払い請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日を経過する日までに委託料を受託者に支払うものとする。

(啓発活動推進状況等の監査等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、受託者に対し、啓発活動の経過及び結果並びに委託費の経理状況について、報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査若しくは監査を行うことができる。

(委託費の返還)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、受託者に委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 委託費の交付の請求につき、不正の事実があった場合

(2) この要綱に基づく啓発活動を取りやめ、又は遂行する見込みがなくなった場合

(3) 第9条、第10条、第11条又は第13条の規定に違反した場合

(4) 正当な理由がなく、第16条に規定する実地監査等を拒み、妨げ、又は忌避した場合

(5) 正当な理由がなく、啓発活動を行うについて知事が行った指示に違反した場合

(提出書類の部数)

第18条 この要綱に規定する請書その他の書類の提出部数は、各1部とする。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

市町村長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和4年度（2022年度）人権啓発活動の委託申入れについて

このことについて、別添「令和4年度（2022年度）人権啓発活動再委託要綱」（以下「再委託要綱」という。）に基づき、下記委託額（消費税相当額を含む。）をもって**令和4年度（2022年度）人権啓発活動の委託**を申し入れますので、御承諾願います。

なお、御承諾のうえは、再委託要綱第8条に規定する請書を提出していただきますようお願いいたします。

1 人権啓発活動委託費

記

区 分	委 託 額
講演会経費 諸 謝 金 旅 費 庁 費 資料作成経費 庁 費 放送広告経費 庁 費 新聞等広告経費 庁 費 研修会経費 諸 謝 金 旅 費 庁 費 地域人権啓発活動活性化事業経費 委員手当 諸 謝 金 旅 費 庁 費 その他の経費 諸 謝 金 旅 費 庁 費	
計	
委員手当 諸 謝 金 旅 費 庁 費	

2 委託期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）2月28日まで

3 その他留意事項

委託事業の実施及び委託費の執行に当たっては、別添の「令和4年度人権啓発活動地方委託事業実施計画の策定及び実施に当たっての留意事項」及び「令和4年度人権啓発活動地方委託事業における講演等謝金支払基準」に十分留意してください。

別記第2号様式（第8条関係）

番 号
令和4年（2022年） 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

住所
市町村長

請 書
令和4年（2022年）4月1日付け人同政第 号で申入れのあった令和4年度（2022年度）人権啓発活動については、令和4年度（2022年度）人権啓発活動再委託要綱の定めるところによりお請けします。

別記第3号様式（第10条関係）

番 号
令和4年（2022年） 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

市町村長

令和4年度（2022年度）人権啓発活動委託費配分変更承認申請書

令和4年4月1日付け 第 号で受託した標記委託費の配分を別紙のとおり変更したいので、承認されるよう理由を付して申請します。

人権啓発活動委託費配分変更明細書

(単位：円)

区 分	現委託額	今回変更額 (増、減△) 額	変更後委託額	備 考
計 委員手当 諸謝金 旅 費 庁 費				

(配分変更理由)

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

市町村長

令和4年度（2022年度）人権啓発活動実施報告書

令和4年4月1日付け 第 号で受託した令和4年度（2022年度）人権啓発活動については、以下のとおり実施しましたので、その実績を報告します。

1 講演会

①実施年月日	①
②講師名及び職名	②
③講演題目	③
④対象者	④
⑤参加人員	⑤
⑥開催場所	⑥
⑦配布資料名	⑦
⑧効果検証結果報告	⑧
⑨その他	⑨

2 資料作成

①実施年月日	①
②資料名	②
③対象	③
④印刷部数	④
⑤配付方法	⑤
⑥効果検証結果報告	⑥
⑦その他	⑦

3 放送広告

①広告媒体の別	①
②実施年月日（期間）	②
③事業の概要	③
④対象者	④
⑤テーマ	⑤
⑥効果検証結果報告	⑥
⑦その他	⑦

4 新聞等広告

①実施年月日	①
②新聞紙（雑誌等）名	②
③広告スペース	③
④発行部数	④
⑤テーマ	⑤
⑥効果検証結果報告	⑥
⑦その他	⑦

5 研修会

①実施年月日	①
②講師名及び職名	②
③講演題目・討議テーマ	③
④対象者	④
⑤参加人員	⑤
⑥開催場所	⑥
⑦配布資料名	⑦
⑧効果検証結果報告	⑧
⑨その他	⑨

6 地域人権啓発活動活性化事業

①実施年月日	①
②事業名	②
③事業の概要	③
④対象者	④
⑤参加人員	⑤
⑥効果検証結果報告	⑥
⑦その他	⑦

7 その他の啓発活動

①啓発活動の名称	①
②実施年月日	②
③啓発活動の概要	③
④対象者	④
⑤参加人数	⑤
⑥効果検証結果報告	⑥
⑦その他	⑦

人権啓発活動委託費支出内訳書

（単位：円）

市町村名

区 分	委託額 ※1	配 分 変更額 ※2	改委託額 ※3	支 出 済 額 ※4	差引額 ※5	市町村の 予算科目
講演会経費						
諸謝金						
旅 費						
庁 費						
資料作成経費						
庁 費						
放送広告経費						
庁 費						
新聞等広告経費						
庁 費						
研修会経費						
諸謝金						
旅 費						
庁 費						
地域人権啓発活動活性化事業経費						
委員手当						
諸謝金						
旅 費						
庁 費						
その他の経費						
諸謝金						
旅 費						
庁 費						
計						
委員手当						
諸謝金						
旅 費						
庁 費						

※1 委託額：知事から申入れのあった金額

※2 配分変更額：配分の変更を行った金額

※3 改委託額：配分変更後の委託額

※4 支出済額：実際に支出を行った金額

※5 差引額：改委託額 - 支出済額

注 本様式については、法務省が発出している「人権啓発活動地方委託要綱別記様式第7号（支出内訳書）」及び「人権啓発活動地方委託実施要領別記様式第2号（支出対照表）」をもって代えることができる。

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

市町村長

令和4年度（2022年度）人権啓発活動委託費請求書

令和4年（2022年）4月1日付け 第 号 で受託した令和4年度（2022年度）人権啓発活動の委託費を下記のとおり請求します。

記

請求額	円
(請求額内訳)	
1 講演会経費	円
(内訳) 諸謝金	円
旅費	円
庁費	円
2 資料作成経費	円
(内訳) 庁費	円
3 放送広告経費	円
(内訳) 庁費	円
4 新聞等広告経費	円
(内訳) 庁費	円
5 研修会経費	円
(内訳) 諸謝金	円
旅費	円
庁費	円
6 地域人権啓発活動活性化事業経費	円
(内訳) 委員手当	円
諸謝金	円
旅費	円
庁費	円
7 その他の経費	円
(内訳) 諸謝金	円
旅費	円
庁費	円

書類の提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ
---------	--------------------

書類発行担当者		電話番号	
担当者		電話番号	